

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和6年11月14日
【中間会計期間】	第12期中（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）
【会社名】	株式会社桑名カントリー倶楽部
【英訳名】	The Kuwana Country Club Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【本店の所在の場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	（0594）31-5111
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【最寄りの連絡場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	（0594）31-5111
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間会計期間	第12期 中間会計期間	第11期
会計期間	自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日	自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日
売上高 (千円)	75,000	75,000	150,000
経常利益 (千円)	24,809	21,932	47,477
中間(当期)純利益 (千円)	16,455	14,544	31,488
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	1,740	1,740	1,740
純資産額 (千円)	1,815,813	1,845,391	1,830,846
総資産額 (千円)	2,382,467	2,386,791	2,377,833
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	9,457	8,359	18,096
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.2	77.3	77.0
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	38,740	32,004	74,384
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	-	-	7,837
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	19,286	5,000	38,568
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	276,352	311,881	284,877

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の増加などを背景に緩やかな回復基調が続きました。一方で、日米の金利差を背景とする円安の進行や物価の上昇の影響で、個人消費は力強さを欠いている面が見られるなど、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

ゴルフ業界においては、ゴルフ場利用者数はコロナ禍の水準に戻りつつありますが、ゴルフ場利用者の高齢化が進む中、若年層や女性のゴルフ参入を促進することが重要な課題となっております。

このような状況の中、当中間会計期間の経営成績は、売上高は75,000千円（前年同期75,000千円）、営業利益21,541千円（前年同期24,655千円）、経常利益21,932千円（前年同期24,809千円）となり中間純利益は14,544千円（前年同期16,455千円）となりました。

また、当中間会計期間の財政状態は、前事業年度末に比べ現金及び預金が27,004千円増加し、減価償却等により前事業年度末と比べ固定資産が17,668千円減少したことにより、資産合計は8,957千円増加の2,386,791千円となりました。負債合計は社債の償還等により5,586千円減少し541,399千円となり、純資産合計が中間純利益の計上により14,544千円増加し1,845,391千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが32,004千円（前年同期比17.4%減）得られ、投資活動によるキャッシュ・フローはなかった（前年同期もなし）ものの、財務活動によるキャッシュ・フローは5,000千円（前年同期比74.1%減）使用した結果、当中間会計期間末には311,881千円（前年同期比12.9%増）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は32,004千円（前年同期は38,740千円の獲得）となりました。

これは主に、税引前中間純利益が21,932千円（前年同期は24,809千円）、減価償却費17,423千円（前年同期は19,010千円）、法人税等の支払額7,985千円（前年同期は6,426千円）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローはありません（前年同期もなし）。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は5,000千円（前年同期は19,286千円）の使用となりました。

これは社債の償還による支出であります。

（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において判断したものであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、桑名カントリー倶楽部にゴルフコース及び附属設備を賃貸し、その維持運営を行うことにより安定的な経営を維持する事を基本方針とし、桑名カントリー倶楽部のゴルフ場運営を支援することに努めています。

桑名カントリー倶楽部との関係については、当社の経営に重大な影響を与える可能性があり、経営指標としての中間来場者数15,000人の確保により、当社は確実な利益の計上による安定的な財務基盤を強化すべく、賃貸原価に見合う賃貸収入の確保を桑名カントリー倶楽部との共存共栄に務めながら検討しております。

経営方針については、経営指標である来場者数については、14,703人となり前年同期比1,242人（7.8%）減少となり、目標である15,000人に対しては297人（2.0%）未達成となりました。

当中間会計期間の経営成績につきましては、売上高は前中間会計期間と同額の75,000千円となりました。売上原価は保険料等が増加し、前中間会計期間に比べ7.5%増加の40,259千円となりました。販売費及び一般管理費は、前中間会計期間に比べ2.4%増加の13,198千円となりました。

当中間会計期間の財政状態につきましては、資産合計は、前事業年度末に比べ8,957千円増加の2,386,791千円となりました。流動資産は主に現金及び預金が27,004千円増加したこと等により26,707千円増加し312,422千円となりましたが、これにつきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。固定資産は主に減価償却等により17,668千円減少し2,074,164千円となりました。

また、当中間会計期間の負債合計は前事業年度末に比べ5,586千円減少し541,399千円となりました。流動負債は未払法人税等が841千円減少したこと等により586千円減少の21,399千円となりました。固定負債は社債の償還により、5,000千円減少し520,000千円となりました。

当中間会計期間の純資産は、中間純利益14,544千円を計上した結果、繰越利益剰余金が増加し1,845,391千円となりました。

資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要の主なものは設備維持費用、土地賃借料等の固定費用であり、また投資を目的とした資金需要はゴルフコース及び附属設備に関する設備投資等であります。運転資金の源泉は、賃貸原価に見合う賃貸収入を確保することであり、また、ゴルフコースの設備投資資金の調達については、桑名カントリー倶楽部の会員である株主による増資を基本として、必要に応じて金融機関からの長期借入を行っております。長期借入金の返済については、営業活動によるキャッシュ・フローの範囲内での資金計画を立案して返済期間等を検討しております。

なお、当中間会計期間末における有利子負債の残高は、社債15,000千円（1年内償還予定の社債を含む）であります。

(3) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800
計	1,800

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (令和6年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和6年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,740	1,740	非上場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株制度は採 用しておりません。
計	1,740	1,740	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和6年4月1日～ 令和6年9月30日	-	1,740	-	90,000	-	1,464,468

(5) 【大株主の状況】

令和 6 年 9 月 30 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ノリタケ株式会社	名古屋市西区則武新町 3 丁目 1 番 36 号	14	0.80
株式会社中日新聞社	名古屋市中区三の丸 1 丁目 6 番 1 号	6	0.34
中京医療株式会社	桑名市和泉 524	5	0.28
株式会社川本製作所	名古屋市中区大須 4 丁目 11 番 39 号	5	0.28
日本ガイシ株式会社	名古屋市瑞穂区須田町 2 丁目 56 番地	4	0.22
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号	4	0.22
伊勢湾海運株式会社	名古屋市港区入船 1 丁目 7 番 40 号	4	0.22
株式会社フジトランスコーポレーション	名古屋市港区入船 1 丁目 7 番 41 号	4	0.22
計	-	46	2.64

(注) 所有株式数第 9 位にあたる 3 株を所有する株主の数が 14 人となっておりますので、上位 8 人のみの記載としております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和 6 年 9 月 30 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,740	1,740	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,740	-	-
総株主の議決権	-	1,740	-

【自己株式等】

令和 6 年 9 月 30 日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、公認会計士櫻井由美子による期中レビューを受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和 6 年 3 月31日)	当中間会計期間 (令和 6 年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	284,877	311,881
その他	837	540
流動資産合計	285,714	312,422
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	341,620	327,963
構築物（純額）	27,785	26,160
土地	375,008	375,008
コース勘定	1,321,653	1,321,653
その他（純額）	21,748	19,607
有形固定資産合計	2,087,815	2,070,392
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,951	3,707
その他	65	65
投資その他の資産合計	4,016	3,772
固定資産合計	2,091,832	2,074,164
繰延資産		
社債発行費	286	204
繰延資産合計	286	204
資産合計	2,377,833	2,386,791
負債の部		
流動負債		
1 年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	7,983	7,141
その他	4,002	4,257
流動負債合計	21,986	21,399
固定負債		
社債	10,000	5,000
預り保証金	515,000	515,000
固定負債合計	525,000	520,000
負債合計	546,986	541,399
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
資本準備金	1,464,468	1,464,468
その他資本剰余金	5,806	5,806
資本剰余金合計	1,470,275	1,470,275
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	270,571	285,115
利益剰余金合計	270,571	285,115
株主資本合計	1,830,846	1,845,391
純資産合計	1,830,846	1,845,391
負債純資産合計	2,377,833	2,386,791

(2) 【中間損益計算書】

【中間会計期間】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)
売上高	75,000	75,000
売上原価	37,451	40,259
売上総利益	37,548	34,740
販売費及び一般管理費		
役員報酬	5,700	5,700
給料及び手当	950	1,050
支払報酬	1,520	1,694
業務委託費	1,464	1,374
その他	3,258	3,379
販売費及び一般管理費合計	12,892	13,198
営業利益	24,655	21,541
営業外収益		
受取利息	1	10
受取賃貸料	272	480
その他	63	-
営業外収益合計	337	490
営業外費用		
支払利息	73	-
社債利息	27	17
社債発行費償却	81	81
営業外費用合計	183	99
経常利益	24,809	21,932
税引前中間純利益	24,809	21,932
法人税、住民税及び事業税	8,216	7,143
法人税等調整額	137	244
法人税等合計	8,354	7,387
中間純利益	16,455	14,544

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	24,809	21,932
減価償却費	19,010	17,423
社債発行費償却	81	81
受取利息及び受取配当金	1	10
支払利息及び社債利息	101	17
その他の流動資産の増減額 (は増加)	4	296
その他の流動負債の増減額 (は減少)	12	1
その他	1,273	254
小計	45,267	39,998
利息及び配当金の受取額	1	10
利息の支払額	101	19
法人税等の支払額	6,426	7,985
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,740	32,004
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	14,286	-
社債の償還による支出	5,000	5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,286	5,000
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	19,454	27,004
現金及び現金同等物の期首残高	256,898	284,877
現金及び現金同等物の中間期末残高	276,352	311,881

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

保証債務

次の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (令和 6 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 6 年 9 月 30 日)
株式会社六石ゴルフ倶楽部 借入金	15,034千円	3,372千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)
現金及び預金勘定	276,352千円	311,881千円
計	276,352千円	311,881千円
現金及び現金同等物	276,352千円	311,881千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2 . 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 . 配当金支払額

該当事項はありません。

2 . 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、不動産賃貸事業の単一セグメントであり、かつ単一顧客（桑名カントリー倶楽部）とのゴルフ場施設賃貸借契約から生じる収益のみであるため収益を分解しておりません。

（１株当たり情報）

	前中間会計期間 (自令和５年４月１日 至令和５年９月30日)	当中間会計期間 (自令和６年４月１日 至令和６年９月30日)
１株当たり中間純利益	9,457円	8,359円
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	16,455	14,544
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	16,455	14,544
普通株式の期中平均株式数（株）	1,740	1,740

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和6年11月8日

株式会社桑名カントリー倶楽部

取締役会 御中

櫻井由美子公認会計士事務所

愛知県名古屋市

公認会計士 櫻井 由美子

監査人の結論

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社桑名カントリー倶楽部の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

私が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社桑名カントリー倶楽部の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における私の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。